

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

告示	〇産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件 六九四	〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 六九六
	〇大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 六九四	〇障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 六九六
	〇大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 六九五	〇障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件 六九六
	〇土地改良区の定款の変更を認可した件 六九五	〇障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件 六九六
	〇土地改良事業計画を変更することを確認した件 六九五	〇基本測量の実施について通知があった件 六九七
	〇土地区画整理組合の定款の変更を認可した件 六九五	〇公共測量の実施について通知があった件 六九七
公告	〇土地区画整理組合の理事の就任について届出があった件 六九七	〇落札者を決定した件 六九七
	〇福島県監査委員 六九五	〇監査公表二件 六九五

### 福島県告示第七百五号

## 告 示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条第二項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び法第十五条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響につい

ての調査の結果を記載した書類を、平成二十一年十一月十三日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社クリーンテック 代表取締役 反後 堯雄

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

福島県福島市飯坂町中野字赤落二七番

三 産業廃棄物処理施設の種類

福島県福島市飯坂町中野字朴沢四一番ほか十筆  
福島県福島市飯坂町中野字一本橋二番ほか七筆

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

令」という。)第七条第十四号ハに規定する管理型最終処分場

1 燃え殻

2 汚泥

3 廃プラスチック類

4 紙くず

5 木くず

6 繊維くず

7 ゴムくず

8 金属くず

9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

10 鉱さい

11 がれき類

12 ばいじん

13 政令第二条第十三号に該当する廃棄物

五 申請年月日

平成二十一年十月十五日

六 縦覧場所

1 福島県北地方振興局県民環境部環境課

2 福島県福島市杉妻町五番七五号

3 福島市環境部清掃管理課

福島県福島市五老内町三番一号

福島市飯坂支所

福島県福島市飯坂町字銀杏六番地の一一

福島県告示第七百六号

(産業廃棄物課)

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年十一月十三日から平成二十二年三月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン郡山堤下 福島県郡山市堤下町一番地
- 二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前） テナント番号 A

株式会社ヨークベニマル  
福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

代表取締役 大高 善興

テナント番号 B

未定

テナント番号 C

未定

（変更後） テナント番号 A

株式会社ヨークベニマル

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

代表取締役 大高 善興

テナント番号 B

株式会社サンドラック

東京都府中市若松町一―三十八―一

代表取締役 才津 達郎

テナント番号 C

株式会社大創産業

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

代表取締役 矢野 博丈

三 変更した年月日

平成二十一年十月三十日

届出年月日

平成二十一年十月三十日

四 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年十一月十三日から平成二十二年三月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
昭栄福島ショッピングセンター 福島県福島市太田町十三番四
- 二 変更しようとする事項  
駐車場の収容台数

（変更前） 六百八十一台

（変更後） 六百六十八台

三 変更しようとする年月日

平成二十二年七月五日

四 届出年月日

平成二十一年十一月四日

五 届出をした者

昭栄株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鮫川村土地改良区から平成二十一年十月十三日付けで申請のあった定款の変更について、同年十一月四日認可した。

平成二十一年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

福島県告示第七百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、大信土地改良区が堂山腹田地区ほ場整備事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十一年十一月四日認可した。

平成二十一年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

福島県告示第七百十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。  
 平成二十一年十一月十三日

- 一 土地区画整理組合の名称 鏡石町境土地区画整理組合
- 二 事務所のある地 岩瀬郡鏡石町境七十一番地
- 三 設立認可の年月日 平成四年七月十七日
- 四 変更認可の年月日 平成二十一年十一月六日

（まちづくり推進課）

**公 告**

公告第五百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十月二十九日
- 二 名称 特定非営利活動法人市民活動支援団体N I V O
- 三 代表者の氏名 星 昭三
- 四 主たる事務所の所在地 福島県河沼郡会津坂下町字市中二番甲三千六百五十番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、会津坂下町における民間公益活動の伸展を目指し、地域における民間支援組織として公益活動を支援することにより、創造的で個性溢れる豊かな地域社会の形成に貢献することを目的とする。

（文化振興課）

公告第五百九十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所 事業所の 事業者 事業者の主 指定年月日 サービス サービスの

の名称	あじさい館	郡山市不動前一〇一〇	株式会社フクシア	福島県郡山市不動前一〇一〇	平成二十一年一月一日	共同生活介護 共同生活援助	知的障害者 精神障害者
-----	-------	------------	----------	---------------	------------	---------------	-------------

（障がい福祉課）

公告第五百九十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	独立行政法人 国立病院機構 福島病院	須賀川市芦田塚一三	平成二十二年一月一日	自立支援医療の種類	精神通院 医療	指定する診療科名	小児科	主として担当する医師又は歯科医師
所在地	高橋医院	南会津郡南会津町田島字中町甲三九〇五	同	同	同	同	内科、小児科	
指定年月日	同	同	同	同	同	同	同	
種 類	同	同	同	同	同	同	同	
指定する診療科名	同	同	同	同	同	同	同	
主として担当する医師又は歯科医師	同	同	同	同	同	同	同	

（障がい福祉課）

公告第五百九十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指  
定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。  
平成二十一年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	辞退年月日	自立支援医療 の 種 類	辞退した 診療科名
中央薬局伊達店	伊達市保原町上保 原字中ノ台四一 一	平成二二年 九月三〇日	育成医療 更生医療	調剤
あさい薬局	耶麻郡猪苗代町大 字千代田字中島二 九一三	平成二二年 一〇月三二 日	同	同

（障がい福祉課）

公告第五百九十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、基本測量の  
実施について、平成二十一年十月二十七日付けで国土地理院長から次のとおり通知があ  
った。

平成二十一年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 伊達市及び本宮市
- 二 測量期間 平成二十一年十二月八日から平成二十二年三月二十六日まで
- 三 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）

（技術管理課建設産業室）

公告第五百九十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項  
の規定により、公共測量の実施について、平成二十一年十月二十八日付けで福島地方  
務局長から次のとおり通知があった。

平成二十一年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 郡山市開成二丁目及び四丁目
- 二 測量期間 平成二十一年十一月一日から平成二十二年三月十九日まで
- 三 作業の種類 公共測量（地籍調査 四級登記基準点設置）

（技術管理課建設産業室）

公告第五百九十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、鏡  
石町境土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨届出があった。  
平成二十一年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- | 氏 名   | 住 所            |
|-------|----------------|
| 角田 一一 | 岩瀬郡鏡石町仁井田五十五番地 |
| 村上 森男 | 郡同 町中町百番地      |
| 村上 英夫 | 郡同 町中町十番地      |
| 薄井 正志 | 郡同 町境百八十七番地    |
| 正木 良之 | 郡同 町仁井田四百五十一番地 |
| 吉田 栄七 | 郡同 町境六十番地      |
| 澤田長三郎 | 郡同 町境五十七番地     |

（まちづくり推進課）

公告第596号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと  
おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定  
める政令（平成7年政令第32号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務  
規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成21年11月13日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
平成21年度うつくしま教育ネットワーク拠点整備機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成21年9月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本コムシス株式会社 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
- 5 落札金額  
59,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成21年7月21日

（入札用度課）

## 福島県監査委員

### 監査公表第 2 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成21年11月13日

福島県監査委員 鳴原吉之助  
 福島県監査委員 宗方保  
 福島県監査委員 野崎直実  
 福島県監査委員 高野宏之

- 1 監査実施期間 平成21年7月9日～平成21年9月9日
- 2 監査対象機関 公所46箇所
- 3 監査の結果  
 監査は、平成20会計年度の財務に関する事務について実施した。

#### (1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北地方振興局	平成21年9月9日	宗方保	野崎直実	実地監査	平成21年7月22日 平成21年7月23日
県中地方振興局	平成21年8月26日	鳴原吉之助	高野宏之	実地監査	平成21年7月16日 平成21年7月17日
県南地方振興局	平成21年9月9日	鳴原吉之助	高野宏之	実地監査	平成21年7月14日 平成21年7月15日
会津地方振興局	平成21年8月6日	宗方保	野崎直実	実地監査	平成21年7月7日 平成21年7月8日
南会津地方振興局	平成21年8月27日	鳴原吉之助	高野宏之	実地監査	平成21年7月16日 平成21年7月17日
相双地方振興局	平成21年8月6日	鳴原吉之助	高野宏之	実地監査	平成21年7月7日 平成21年7月8日
いわき地方振興局	平成21年8月26日	宗方保	野崎直実	実地監査	平成21年7月16日 平成21年7月17日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

#### 指導事項

- ・使用済み軽油引取税免税証について、消印が押印されていない。（県北地方振興局）
- ・補助事業の工事終了後に事業内容変更承認申請がなされている。（県北地方

#### 振興局)

- ・所管換えを受けた普通財産の数量及び価額について、異動報告及び公有財産台帳への記帳が正確になされていない。（県中地方振興局）
- ・普通財産の土地貸付料の算出に当たり、県有財産台帳の面積及び価額を誤ってしまったため、過大測定（8,294円）となっている。（県中地方振興局）
- ・通勤手当が過支給（1人8,180円）、超過勤務手当が不足支給（2人7,112円）となっている。（県中地方振興局）
- ・職員公舎の退去に当たって、公舎管理責任者は現状の検査を行うこととなっているが、大部分について退去者の自己申告に任せ実施していない。（会津地方振興局）
- ・庁舎維持管理業務委託について、実施内容の検査を行わないで支払っている。（会津地方振興局）

#### (2) 保健福祉部

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北保健福祉事務所	平成21年7月28日	鳴原吉之助	野崎直実	実地監査	平成21年6月11日 平成21年6月12日
県中保健福祉事務所	平成21年7月22日	鳴原吉之助	野崎直実	実地監査	平成21年6月9日 平成21年6月10日
県南保健福祉事務所	平成21年7月28日	宗方保	高野宏之	実地監査	平成21年6月9日 平成21年6月10日
会津保健福祉事務所	平成21年8月5日	宗方保	野崎直実	実地監査	平成21年6月23日 平成21年6月24日
南会津保健福祉事務所	平成21年7月29日	宗方保	高野宏之	実地監査	平成21年6月9日 平成21年6月10日
相双保健福祉事務所	平成21年8月5日	鳴原吉之助	高野宏之	実地監査	平成21年6月16日 平成21年6月17日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

#### 指摘事項

- ・扶助費の返納事務に著しく適切でないものがある。

#### 「事実」

平成19年7月から平成20年3月まで7回にわたり、Aはほか2名の扶助費について、事務処理の漏れによって医療費自己負担額を含め入院医療費全額を医療扶助により支払っていたことが判明したため保護変更の決定を行ったが、併せて返納の事務手続をすべきところ、9か月以上遅延し、平成20年12月に事務手続を行い平成21年1月に収納している。

保護変更決定日	返納額計	調定日
A 平成19年7月30日、 平成19年9月3日、 平成19年10月23日	172,625円	平成20年12月25日
B 平成20年3月6日、 平成19年12月3日、 平成20年2月1日、 平成20年3月5日	69,547円	同 上
C 平成20年3月5日	164,174円	同 上
合計金額	406,346円	

〔是正・改善等の意見〕  
返納の事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行うとともにチェック機能を強化すること。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
〔是正・改善等の意見〕  
返納の事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行うとともにチェック機能を強化すること。

- ・委託料の支払が3か月以上遅延している。(県北保健福祉事務所)
  - ・社会福祉施設等入所費負担金の現年度分の徴収率が、県平均を下回り、かつ、前年度を下回っている。(県北保健福祉事務所)
  - ・補助金交付額の内示の時期が遅延したため、完了報告書の提出が要綱に定める提出期限から遅れているものがある。(会津保健福祉事務所)
  - ・負担金の額の確定及び交付金の支出、返還等が遅延している。(会津保健福祉事務所)
  - ・扶養手当が過支給(1人13,000円)となっている。(会津保健福祉事務所)
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
ハイテクラ	平成21年7月22日	宗方 保 高野 宏之	実地監査	平成21年6月2日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

- ・故障した重要物品について、取得先が所在不明で連絡が取れなかったため、製造メーカー等に修理の可能性を照会するなどの手立てを講ずることなく、修理不可能として売払いを行っている。(ハイテクラ)
- ・電力売払代金、印刷機等の物品売払代金の歳入科目を誤っている。(ハイテクラ)

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県北農林事務所	平成21年7月29日	嶋原吉之助 野崎 直実	実地監査	平成21年6月25日 平成21年6月26日
県中農林事務所	平成21年8月26日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成21年7月14日 平成21年7月15日
会津農林事務所	平成21年8月5日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成21年6月30日 平成21年7月1日
南会津農林事務所	平成21年8月27日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成21年7月9日 平成21年7月10日
相双農林事務所	平成21年8月5日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成21年6月23日 平成21年6月24日
いわき農林事務所	平成21年8月26日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成21年6月30日 平成21年7月1日
農業総合センター	平成21年7月23日	宗方 保 高野 宏之	実地監査	平成21年6月3日 平成21年6月5日
水産試験場	平成21年7月27日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成21年5月21日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

- ・工事の契約事務手続に著しく適切でないものがある。

〔事実〕

農道整備工事において、設計図書等の閲覧及び入札の際に発注設計書に添付した図面が誤っていたことから、当該図面に基づき施工した部分(深礎杭工コンクリート打設(深さ6mのうち下部の3.4m分))を取り壊した上で再施工する事態を招いた。

この結果、新たな財政負担(4,321,800円の増額)が生ずるとともに、工事の完成が翌年度にずれ込むこととなった。

- 1 工事名称 広域営農団地農道整備2002工事(田村3期地区)
- 2 施工場所 田村市船引町春山地区
- 3 入札公告 平成20年7月10日
- 4 入札執行 平成20年7月31日
- 5 契約締結(当初) 平成20年8月7日  
(最終) 平成21年3月18日 ※2度の変更契約実施
- 6 契約金額(当初) 45,058,125円

(最終) 50,685,600円

7 工事期間 (当初) 平成20年8月7日～平成21年3月18日  
(最終) 平成20年8月7日～平成21年7月30日  
[是正・改善等の意見]

工事の契約事務手続に当たっては、チェック体制を強化して設計図書等の審査の徹底を図るとともに、工事施工に伴う監督業務を適正に行うこと。

(県中農林事務所)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 軽微な変更以外の工事内容の変更について、変更契約を締結すべきところ、工事内容変更同で処理している。(県北農林事務所)
  - ため池堤体工の施工管理について、余盛の施工がなされていない。(県中農林事務所)
  - 職員が自動車に同乗して出張する場合、同乗者に対し、車内において事前打ち合わせ及び事後打合せの業務に従事するものとして超過勤務を命じている。(県中農林事務所)
  - 補助事業について、実績報告の提出がなのまま補助金が支出されている。(南会津農林事務所)
  - 補助事業について、補助事業の当初完了予定期日後に、補助金額と完了予定期日等の計画変更承認申請がなされている。また、交付金事業について、交付金の額に増減を生じる場合、速やかに承認を受けることになっているが、委託契約日から相当期間経過後に変更承認申請がなされている。(南会津農林事務所)
  - 軽微な変更以外の工事内容の変更について、変更契約を締結すべきところ、工事内容変更同で処理している。(相双農林事務所)
  - 行政財産使用許可に伴う管理経費(9件19,931円)について、調定が欠落している。(農業総合センター)
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北建設事務所	平成21年9月9日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成21年7月28日 平成21年7月29日
県中建設事務所	平成21年9月9日	鳴原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成21年7月22日 平成21年7月23日
県南建設事務所	平成21年7月28日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成21年6月11日 平成21年6月12日

会津若松建設事務所	平成21年8月6日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成21年7月2日 平成21年7月3日
喜多方建設事務所	平成21年7月28日	鳴原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成21年6月18日 平成21年6月19日
南会津建設事務所	平成21年7月29日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成21年6月16日 平成21年6月17日
相双農林事務所	平成21年8月6日	鳴原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成21年6月25日 平成21年6月26日
いわき農林事務所	平成21年8月27日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成21年7月9日 平成21年7月10日
小名浜港湾建設事務所	平成21年8月27日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成21年7月24日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、今後このようなことの生じないように適正な事務処理に努めること。

指導事項

- 工事の設計積算に適切でないものがある。

「事実」

工事の設計積算において、積みアップの刪込・裏込コンクリート打設手間を誤って、二重計上していることから、設計額が過大となっている。

- 1 工事の名称 緊急地方道整備工事(石筈本宮線)
- 2 契約金額 32,136,300円
- 3 工事期間 平成20年9月22日～平成21年3月19日
- 4 内容 正設計額 39,434,850円  
誤設計額 40,559,400円  
過大設計額 1,124,550円

「是正・改善等の意見」

設計積算に当たっては、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。

(県北建設事務所)

- 職員手当の支給に適切でないものがある。

「事実」

1 職員Aほか1名に係る扶養手当について、扶養親族となっている者の所得超過及び支給改定日の認定誤りにより、過支給となっている。

- 正当支給額 75,000円
- 既支給額 192,000円
- 過支給額 117,000円

2 職員Aに係る期末手当について、扶養手当額の期末手当基礎額への計上誤りにより、過支給となっている。

正当支給額 673,788円  
 既支給額 693,678円  
 過支給額 19,890円

〔是正・改善等の意見〕

職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認の上、関係規程に基づき適正に行うこと。

(県南建設事務所)

・委託の設計積算に適切でないものがある。

〔事実〕

設計業務委託において、協議打合せ人日数の計上に誤りがあり、設計額が過大となっている。

- 1 委託名称 設計業務委託 (広域基幹河川改修)
- 2 内 容 正設計額 6,303,150円  
 誤設計額 6,494,250円  
 過大設計額 191,100円

〔是正・改善等の意見〕

設計業務委託の設計積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(県南建設事務所)

・職員公舎の修繕に伴う事務処理に著しく適切でないものがある。

〔事実〕

- 1 職員公舎の修繕について、公舎管理責任者の修繕依頼がないままに実施している。
- 2 職員公舎の修繕に伴う修繕料 (30,450円) の支払を失念したことから、事実の発生と異なる日付を記入して作成した執行同書等の関係調書を決裁の上、著しく遅延して支払を行っている。

事務処理	事実の日付	関係調書記入の日付
執行同書起草・決裁年月日	同書の作成なし	平成21年3月13日
修繕施工年月日	平成20年4月1日	平成21年3月16日
請求年月日	平成20年4月3日	平成21年3月27日
支払年月日	—	平成21年4月8日

〔是正・改善等の意見〕

職員公舎の修繕に当たっては、公舎管理責任者との連絡を密にして対応すること。  
 また、支出の決定・命令に当たっては、事実を確認した上で関係書類を決裁するとともに、事務処理の指導及び確認体制を強化し正確な事務の執行を図ること。

(喜多方建設事務所)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・設計業務委託の設計積算において、協議打合せ人日数の計上誤りにより、過小積算 (328,650円) となっている。(県北建設事務所)
- ・測量調査委託及び設計業務委託において、着手届受理後に技術審査を行っていないものがある。(県北建設事務所)
- ・軽微な変更以外の工事内容の変更について、変更契約を締結すべきところ、工事内容変更同で処理している。(県北建設事務所)
- ・補助事業の繰越承認について、出納機関の事前確認がなされないまま承認している。また、繰越承認された事業について、土木事業未完了報告書が提出されたが、補助事業者に対して文書による指示がなされていない。(県北建設事務所)
- ・購入した備品について、物品管理簿の整理及び備品番号の付与がなされていない。また、物品管理簿に記載された備品について、年度末に記載内容との照合を行っていない。(県北建設事務所)
- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(県北建設事務所)
- ・工事の側溝の施工について、連結ボルトの脱落、締付け不良又は紛失がある。(県中建設事務所)
- ・軽微な変更以外の工事内容の変更について、変更契約を締結すべきところ、工事内容変更同で処理している。(県中建設事務所)
- ・常時資金として資金前渡を受けた経費の精算について、出納機関に対し期日を越えて精算書の送付を行っているものがある。(県南建設事務所)
- ・工事の設計積算において、適用除外工事にもかかわらず冬期補正を行ったため、過大積算 (598,500円) となっている。(会津若松建設事務所)
- ・県有財産台帳の記載事項に変更があったにもかかわらず、異動の報告がなされておらず未整理となっている。また、宿舍等台帳を作成していない。(喜多方建設事務所)
- ・宿舍として取得した公舎について、特別の事由がないにもかかわらず未登記となっている。(喜多方建設事務所)
- ・軽微な変更以外の工事内容の変更について、変更契約を締結すべきところ、工事内容変更同で処理している。(喜多方建設事務所)
- ・業務委託の変更契約事務手続が遅延している。(喜多方建設事務所)

- ・県営住宅使用料の現年度分の徴収率が、県平均を下回り、かつ、前年度を下回っている。(喜多方建設事務所)
  - ・工事の設計積算において、冬期工事の現場管理費率補正を行っていないため、過小積算(134,400円)となっている。(南会津建設事務所)
  - ・道路占用が継続しているにもかかわらず、道路占用許可を行っていないものがある。(いわき建設事務所)
  - ・工事の設計積算において、処分経費及び運搬費を計上していないため、過小積算(703,500円)となっている。(いわき建設事務所)
  - ・業務委託契約について、契約の相手方が履行しないおそれがないと認められる具体的かつ適切な理由がないのに、契約保証金を免除し、また、連帯保証人も立てない契約としている。(いわき建設事務所)
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県北教育事務所	平成21年7月22日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成21年6月2日
県中教育事務所	平成21年7月23日	宗方 保	高野 宏之 実地監査	平成21年6月3日
県南教育事務所	平成21年7月22日	宗方 保	高野 宏之 実地監査	平成21年6月3日
南会津教育事務所	平成21年7月10日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成21年5月21日
相奴教育事務所	平成21年7月23日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成21年6月3日
いわき教育事務所	平成21年7月10日	宗方 保	高野 宏之 実地監査	平成21年5月22日
橘高等学校	平成21年7月27日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成21年5月19日
安積高等学校	平成21年7月27日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成21年5月19日
安積黎明高等学校	平成21年7月27日	宗方 保	野崎 直実 書面監査	平成21年5月20日
岩瀬農業高等学校	平成21年7月27日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成21年4月22日
白河旭高等学校	平成21年7月27日	宗方 保	野崎 直実 書面監査	平成21年5月19日
葵高等学校	平成21年7月27日	宗方 保	野崎 直実 書面監査	平成21年5月20日

相馬高等学校	平成21年7月9日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成21年5月20日
--------	-----------	------	-------	------	------------

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・雇用保険料の本人負担分の徴収事務が著しく適正を欠いている。

「事実」

- 1 再任用教員A(ほか2名分の平成19年7月分から平成20年10月分までの雇用保険料の本人負担分について、特段の事由がないまま著しく時期を遅延し、平成20年10月24日に調定、平成21年4月に納入通知書を作成しており、収入未済となっている。
- (1) 平成19年度分収入未済額(平成19年7月分から平成20年3月分の給与等及び平成19年12月期末・勤勉手当支給に係る雇用保険料本人負担分) 60,626円
- (2) 平成20年度分収入未済額(平成20年4月分から平成20年10月分の給与等及び平成20年6月期末・勤勉手当支給に係る雇用保険料本人負担分) 46,372円

- 2 同再任用教員A(ほか2名の平成20年11月分から平成21年3月分までの雇用保険料の本人負担分が調定されていない。

- (1) 平成20年度分未調定額(平成20年11月分から平成21年3月分の給与等及び平成20年12月分期末・勤勉手当支給に係る雇用保険料本人負担分) 35,746円

「是正・改善等の意見」

雇用保険料本人負担分の収入、調定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(県中教育事務所)

- ・工事契約の入札事務手続に適切でないものがある。

「事実」

テレビ電波受信障害対策施設改修工事の条件付一般競争入札において、同額で応札した株式会社甲及び乙のくじ番号を付与する際に、誤ったくじ番号を付与し順位を決定したため、本来の落札業者乙とは別の甲と契約している。

「是正・改善等の意見」

工事契約の入札事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(橘高等学校)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・土地貸付料（1件12,000円）について、調定が欠落している。（県北教育事務所）
- ・雇用保険料本人負担分を半年分まとめて調定している。（県南教育事務所）
- ・平成20年12月8日に受け入れた共済組合掛金等の保管金の払出手続を失念したまま長期間保管を続け、平成21年5月22日に払い出している。（県南教育事務所）
- ・2日間の日程の会議に出席する職員について、宿泊料を自己負担とする1泊2日の旅行を命じている。（県南教育事務所）
- ・授業料収入が未納（3か月以上、54件581,700円）となっている。（岩瀬農業高等学校）
- ・工事の契約事務手続について、緊急性を理由に単独随意契約としているが適切でない。（白河旭高等学校）
- ・報償費の支払が3か月以上遅延している。（白河旭高等学校）
- ・単身赴任手当が不足支給（1人72,000円）となっている。（葵高等学校）
- ・平成21年3月31日に納品・検収した物品が、実際は平成21年4月3日に納品されている。（相馬高等学校）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
福島警察署	平成21年7月29日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成21年6月5日
いわき中央警察署	平成21年7月23日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成21年5月4日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・相談員の勤務の指定について、要綱で定めた1週当たりの時間を超えて勤務を指定している週がある。（いわき中央警察署）
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。  
（監査総務課）

監査公表第24号

平成21年8月7日監査公表第15号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成21年11月13日

福島県監査委員 鳴原 吉之助  
福島県監査委員 宗方 直実  
福島県監査委員 野崎 高野 宏之  
福島県監査委員 高野 宏之  
21財第3201号  
平成21年9月30日

福島県知事 佐藤 雄平 印

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成21年8月3日付け21福監第129号で報告のありましたこのことについて別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査に係る措置状況について

1 監査対象

会津児童相談所

2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員手当の支給に適切でないものがある。</li> </ul> <p>「事実」</p> <p>1 職員Aほか4名に係る平成20年9月分の休日給について、人力を行わず支給していない。</p> <p>正当支給額 171,296円 既支給額 0円 不足支給額 171,296円</p> <p>2 職員Bに係る超過勤務手当について、週休日の振替を同一週を越えて行ったにもかかわらず支給していない。</p> <p>正当支給額 2,208円 既支給額 0円 不足支給額 2,208円</p> <p>「是正・改善等の意見」</p>	<p>1 休日給について追給の処理を行いました。</p> <p>2 超過勤務手当について、追給の処理を行いました。</p>

職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認の上、適正に行うこと。  
 今後は、関係諸帳簿及び支給要件等を十分確認の上、的確な事務処理を行います。  
 また、複数職員によるチェックを行うことにより、内部牽制体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

(監査総務課)

監査公表第25号

平成21年9月29日監査公表第22号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。  
 平成21年11月13日

福島県監査委員 鳴原吉之助  
 福島県監査委員 宗方直保  
 福島県監査委員 野崎直実  
 福島県監査委員 高野宏之  
 21病第351号  
 平成21年9月15日

福島県監査委員 鳴原吉之助  
 福島県監査委員 宗方直保  
 福島県監査委員 野崎直実  
 福島県監査委員 高野宏之

福島県病院事業管理者 高地英夫

定期監査に係る措置状況について(通知)

平成21年9月10日付け21福監第152号で報告のあった県立病院事業に関する定期監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定により措置状況を別紙のとおり通知します。

平成21年度(監査対象年度：平成20年度)定期監査結果に係る措置状況

指 摘 事 項	措 置 状 況
県立会津総合病院(債権) 医業未収金の管理回収に適切でないものがある。 「事実」 患者一部負担金等の医業未収金の発	医業未収金の管理回収に当たっては、事務局を挙げて組織的かつ集中的に取り組んでいくとともに、福島県立病院医業未収金マニュアル等関係規程に基づき適正に行なってまいります。

生防止及び管理回収に当たっては、福島県立病院医業未収金マニュアル等関係規程に基づき適時適切に行うべきところ、電話又は面談による催告、出張徴収、連帯保証人に対する請求、債権回収のための法的手段の実施等が計画的かつ効果的に実施されておらず、未収金整理簿及び未収金処理経過記録票の整理もなされていない。

また、未納者の居所不明で徴収することが困難となり時効が完成したとして、医業未収金98件、総額6,047,089円の不納欠損処分を行っているが、催告、出張徴収等相当の徴収努力を行った旨の未収金処理経過記録がなく、市町村等に対する住所照会の事実もない。  
 なお、特定の職員が医業未収金の管理回収に従事しているのみで、医業未収金の圧縮に向けた院内の執行体制が有効に機能していない。

「是正・改善等の意見」  
 医業未収金の管理回収に当たっては、福島県立病院医業未収金マニュアル等関係規程に基づき適正に行うとともに、執行体制の改善を図ること。

県立大野病院(費用)  
 職員手当の支給に適切でないものがある。

「事実」  
 1 職員Aに係る扶養手当について、支給開始日を誤って認定し、かつ、手当対象外の義母を認定したため、過支給となっている。  
 正当支給額 0円  
 既支給額 91,000円  
 過支給額 91,000円

また、平成20年度に不納欠損処分を行った医業未収金全件について、その処分が関係諸規程に照らし適切であったかどうかの再調査を実施し、この調査結果に基づき適正に事務処理を行ってまいります。

職員手当の支給が適切でなかったものについては、下記のとおり処理を行いました。  
 今後は、関係規程に基づき、適正に支給いたします。

1 職員Aに係る過支給額については、平成21年6月23日に返納調定を行い、同年8月6日に収納いたしました。

<p>2 職員Aに係る期末手当について、基礎額に認定の誤った扶養手当額を計上したため、過支給となっている。</p> <p>正当支給額 274,784円 既支給額 278,215円 過支給額 3,431円</p> <p>3 職員Bに係る通勤手当について、支給開始日の認定誤りにより過支給となっている。</p> <p>正当支給額 0円 既支給額 40,800円 過支給額 40,800円</p> <p>「是正・改善等の意見」 職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認の上、適正に行うこと。</p>	<p>2 職員Aに係る過支給額については、平成21年6月23日に返納調定を行い、同年8月6日に収納いたしました。</p> <p>3 職員Bに係る過支給額については、平成21年6月23日に返納調定を行い、同年6月30日に収納いたしました。</p>
---	--

(監査総務課)